

公益社団法人 下館青年会議所定款

第1章 総則

- (名称)
第 1 条 本会議所は、公益社団法人下館青年会議所（英文名 JuniorChambar International SHIMODATE）と称する。
- (事務所)
第 2 条 本会議所は、主たる事務所を茨城県筑西市に置く。
- (目的)
第 3 条 本会議所は、地域の社会、経済及び文化の振興を図るために各種の社会経済文化事業を行うとともに、会員の資質向上と相互の連携に努めるほか、国内外の関係諸団体との協力を促進し、もって地域社会及び日本の発展並びに、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。
- (運営の原則)
第 4 条 本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。
2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。
- (事業)
第 5 条 本会議所は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 地域の社会、行政、経済、文化、福祉、地球環境等の調査研究に関する事業、及びそれに係る諸問題の改善や更なる地域発展、振興に関する事業
(2) 児童または青少年の健全な育成に関する事業及び社会奉仕事業
(3) 国や地域を牽引する人材を育成する事業、及び指導力の啓発に関する事業
2 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するために必要に応じ次の事業を行う。
(1) 会員の知識・指導力の向上、及び会員間、その他国内外の諸団体との連携、相互理解、親善親睦を目的とする事業
(2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業
(3) 本会の目的を達成するために必要な事業
3 第1項の事業については茨城県において行うものとする。

第2章 会員

- (会員の種別)
第 6 条 本会議所の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団及び財団法人法」という）上の社員とする。
(1) 正会員
茨城県筑西市・桜川市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、年度中に40歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員として資格を有する。
また、40歳に達した時点で本会議所の理事であったものは、理事の任期が終了するまで正会員としての資格を有する。
(2) シニア会員
40歳に達した年の年度末まで正会員であって、理事会で承認された者をいう。
(3) 名誉会員
本会議所に功労があり、理事会で承認された者をいう。
(4) 賛助会員
本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認されたものをいう。
- (入会)
第 7 条 本会議所の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
2 このほか入会に関する事項は、会員資格規定に定める。

(会員の権利)

- 第 8 条 正会員は、この定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。
- 2 シニア会員、名誉会員、賛助会員については会員資格規定に定める。

(会員の義務)

- 第 9 条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。
- 2 正会員及びシニア会員は、入会に際し会員資格規定において定める入会金を納入しなければならない。
- 3 正会員及び賛助会員は、会員資格規定において定める会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

- 第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。
- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 法人又は団体が解散したとき
- (5) 総正会員が同意したとき
- (6) 除名されたとき

(退会)

- 第 11 条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただしその年度の会費を納入しておかなければならない。
- 2 理事長は退会について理事会に報告しなければならない。

(除名)

- 第 12 条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の議決数の3分の2以上の多数の決議を得て、その正会員を除名することができる。
- (1) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき
- (2) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき
- (3) 会員資格規定に定める会費の納入義務を履行しないとき
- (4) その他、正会員として適当でないと認められたとき
- 2 シニア会員または賛助会員が第1項各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。
- 3 除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(休会)

- 第 13 条 正会員は、やむを得ぬ事由により長期間例会及び委員会に出席できないときは、休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得て、休会することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第 14 条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。但し、会員資格を喪失する場合において特別の事情のあるときは、理事会の承認を得て会費を減免することができる。

第3章 総会

(種類)

- 第 15 条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 前項の総会をもって一般社団及び財団法人法上の社員総会とする。
- 3 通常総会は毎年1月、9月、及び11月に開催するものとし、1月に開催される通常総会をもって一般社団及び財団法人法上の定時社員総会とする。

(構成)

第 16 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事長及び副理事長、専務理事の選定及び解職
- (3) 定款の変更
- (4) 事業報告の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）及び 附属明細書の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 次に掲げる規定の制定、変更及び廃止
 - ① 会員資格規定
 - ② 役員選任の方法に関する規定
 - ③ 運営規定
 - ④ 庶務規定
 - ⑤ 新入会員加入審査規定
- (8) 正会員の除名
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 18 条 通常総会のうち、9月及び11月の開催時期については理事会の決議をもって変更することが出来る。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第 19 条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 総会を招集する場合は理事会の決議により次に挙げる事項の決定をしなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - (4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を臨時総会の日として招集しなければならない。
- 4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。
- 5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)
第 20 条 総会の議長は、理事長若しくは正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第 18 条第 2 項第 2 号に基づき臨時総会を開催した場合は、出席した正会員のうちからこれを選出する。

(定足数)

第 21 条 総会は、総正会員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
ただし、休会中の正会員は現在数及び定足数に参入しない。

(決議)

第 22 条 総会の議事は、出席した総正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決する。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
(6) その他法令で定められた事項
3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第 23 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
2 前項の場合において、第 21 条及び前条第 1 項並びに第 2 項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決権)

第 24 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。
(1) 総会の日時及び場所
(2) 正会員の現在数
(3) 総会に出席した正会員数（表決委任者を含む。）
(4) 議決事項
(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言趣旨
(6) 議事録署名人の選出に関する事項
(7) その他法令で定められた事項
2 議事録には、出席した正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 名が署名押印しなければならない。

(総会の決議事項の通知)

第 26 条 理事長は総会の終了後、遅滞なく、その決議事項を正会員に通知しなければならない。

第 4 章 役員

(役員)

第 27 条 本会議所に次の役員を置く。
(1) 理事 10 名以上 35 名以内
(2) 監事 2 名以上 3 名以内
2 理事のうち、1 名を理事長、2 名以上 4 名以内を副理事長、1 名を専務理事とする。

(代表理事)

第 28 条 前条第 2 項の理事長をもって一般社団及び財団法人法上の代表理事とする。
2 前条第 2 項の副理事長及び専務理事をもって一般社団及び財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 29 条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。
2 理事は、正会員のうちから選任する。
3 理事長、副理事長及び専務理事は総会の決議によって理事の中から選定する。
4 監事は、本会議所の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 5 各理事について、その理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係である理事の合計数は理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他、これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 その他、役員を選任に関して必要な事項は、別に定める規定による。

(理事の職務及び権限)

- 第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会議所を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長の職務執行を補佐し、所務を掌理する。
 - 4 専務理事は、理事長の職務執行を補佐し、本会議所の常務を掌理する。
 - 5 理事長、副理事長、専務理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 31 条 監事は、次に掲げる職務を行い、権限を行使することができる。
- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところの監査報告書を作成する。
 - (2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

- 第 32 条 理事の任期は、選任された翌年の1月1日より12月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任された翌年の1月1日より翌々年の12月31日までの2年間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(辞任及び解任)

- 第 33 条 理事及び監事は、理事会の承認を得て辞任することができる。
- 2 理事及び監事は、総会において解任することができる。
 - 3 監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議に基づいて行わなければならない。

(直前理事長・顧問)

- 第 34 条 本会議所に、任意の機関として直前理事長及び顧問2名を置くことができる。
- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行わなければならない。
 - 3 顧問は、正会員のうちから理事会の決議によって選任する。
 - 4 顧問は、理事長の諮問に答え、業務について意見を述べる事ができる。
 - 5 前条第1項及び第2項は、直前理事長・顧問の辞任及び解任にこれを準用する。
 - 6 直前理事長・顧問は無報酬とする。

(報酬)

- 第 35 条 理事及び監事は無報酬とする。

(責任の免除)

- 第 36 条 本会議所は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第 37 条 本会議所に理事会を置く。
2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 38 条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。
(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
(2) 規定の制定、変更及び廃止に関する事項
(3) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
(4) 理事の職務の執行の監督
2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
(1) 重要な財産の処分及び譲受け
(2) 多額の借財
(3) 重要な使用人の選任及び解任
(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
(5) 内部管理体制の整備
3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
4 直前理事長、顧問は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(種類及び開催)

- 第 39 条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
2 通常理事会は毎月1回以上開催する。
3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき
(2) 理事長以外の理事から招集の請求があったとき
(3) 理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき

(招集)

- 第 40 条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を臨時理事会の日として招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の7日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。

(議長)

- 第 41 条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

- 第 42 条 理事会は、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(決議)

- 第 43 条 理事会の議事は、この定款に別の定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。
2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 44 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
2 議事録には、出席した理事長及び監事並びに理事の中からその理事会において選出された議事録署名人2名が、これに署名又は記名押印しなければならない。

第6章 例会及び委員会

(例会)

- 第 45 条 本会議所は、毎月1回以上又は年12回以上例会を開催する。
- 2 正会員は、例会に対する出席義務を負う。
 - 3 例会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決により定める。

(委員会)

- 第 46 条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査し、研究し、審議し、又は実施するために委員会を設置する。
- 2 委員会は、委員長1名、副委員長1名以上3名以内、及び委員若干名をもって構成する。
 - 3 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、副委員長及び委員は正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。
 - 4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長、顧問を除き全員がいずれかの委員会に所属するものとする。
 - 5 前各号に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決により定める。

第7章 資産及び会計

(資産の管理及び運用)

- 第 47 条 本会議所の資産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定めるところによる。

(事業年度)

- 第 48 条 (会計原則並びに区分) 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第 49 条

本会議所の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等ごとに特別の(事業計画及び収支計算)として経理しなければならない。

第 50 条

本会議所の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧

(事業報告及び決算) に供するものとする。

第 51 条

本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、通常総会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告書及び附属明細書
- (2) 損益計算書(正味財産増減計算書)及び附属明細書
- (3) 貸借対照表及び附属明細書

(長期借入金及び重要財産の処分又は譲受け)

第 52 条

本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数の決議を得なければならない。

- 2 本会議所が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

第8章 管理

(事務局)

- 第 53 条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には事務局長1人、事務局次長1人及びその他必要な職員を置くことができる。
 - 3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 54 条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置きし、一般の閲覧に供さなければならない。

- (1) 定款その他諸規定
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書
- (9) 監査報告書
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類のうち第 3 号及び第 6 号から第 10 号の帳簿及び書類を主たる事務所に 5 年間備え置くものとし、第 5 号の書類を主たる事務所に 10 年間備え置くものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 55 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 1 項第 10 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 個人情報保護

(個人情報の保護)

第 56 条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

第 57 条 本会議所の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、茨城県において発行する茨城新聞に掲載する方法による。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 58 条 この定款は、総会において総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数の決議により変更することができる。

(合併等)

第 59 条 本会議所は、総会において総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数の決議により、他の一般社団及び財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第 60 条 本会議所は一般社団及び財団法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 61 条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、総会の議決により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 62 条 本会議所が清算するときに有する残余財産は総会の議決により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 63 条

本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第 64 条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第 11 章 補 則

(委任)

第 65 条 本定款に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。
附則

1. 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 48 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の理事長は水柿貴之、副理事長は為貝満、堀江智幸とし、専務理事は齋藤聡とする。